

(改正後)

第一号様式 (第五条第一号)

と畜場設置許可申請書

収入証紙
貼り付け

年 月 日

千葉県知事 様

申請者
住所
氏名

年 月 日 生

(法人にあつては、その名)
(称及び代表者氏名)

次のとおりと畜場を設置したいので、と畜場法第4条第2項の規定により申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 一般と畜場、簡易と畜場の区別
- 3 処理する獣畜の種類及び1日当たりの頭数
- 4 当該と畜場において食肉の取引きを行う場合は、その概要
- 5 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 6 と畜場の構造設備等の書類並びにと畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務

規定又はこれに準ずる事項を記載した書類

- (1) と畜場の周囲200メートル以内の見取図 (別紙)
- (2) と畜場の建物の面積、設計図 (断面図及び平面図) 及び構造仕様書 (別紙)
- (3) と畜場の設備の配置図 (別紙)
- (4) 設備器具及び薬品の目録書 (別紙)
- (5) 工事費
- (6) 工事落成期日

(改正前)

第一号様式 (第五条第一号)

と畜場設置許可申請書

収入証紙
はり付け

年 月 日

千葉県知事 様

申請者
住所
氏名

年 月 日 生

(法人にあつては、その名)
(称及び代表者氏名)

次のとおりと畜場を設置したいので、と畜場法第4条第2項の規定により申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 一般と畜場、簡易と畜場の区別
- 3 処理する獣畜の種類及び1日当たりの頭数
- 4 当該と畜場において食肉の取引きを行う場合は、その概要
- 5 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 6 と畜場の構造設備等の書類並びにと畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務

規定又はこれに準ずる事項を記載した書類

- (1) と畜場の周囲200メートル以内の見取図 (別紙)
- (2) と畜場の建物の面積、設計図 (断面図及び平面図) 及び構造仕様書 (別紙)
- (3) と畜場の設備の配置図 (別紙)
- (4) 設備器具及び薬品の目録書 (別紙)
- (5) 工事費
- (6) 工事落成期日

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

(改正後)

第二号様式 (第五条第二号)

と畜場の構造設備等変更届

千葉県知事

様

年 月 日

申請者
住所
氏名

年 月 日生

(法人にあつては、その名
称及び代表者氏名)

(改正前)

第二号様式 (第五条第二号)

と畜場の構造設備等変更届

千葉県知事

様

年 月 日

申請者
住所
氏名

年 月 日生

(法人にあつては、その名
称及び代表者氏名)

次のおりと畜場法第4条第3項の規定によりお届けします。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 処理する獣畜の種類及び1日当たりの頭数
- 3 当該と畜場において食肉の取引きを行う場合は、その概要 (別紙)
- 4 と畜場の建物の面積、設計図 (断面図及び平面図) 及び構造仕様書 (別紙)
- 5 変更しようとする事項
- 6 変更しようとする理由

次のおりと畜場法第4条第3項の規定によりお届けします。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 処理する獣畜の種類及び1日当たりの頭数
- 3 当該と畜場において食肉の取引きを行う場合は、その概要 (別紙)
- 4 と畜場の建物の面積、設計図 (断面図及び平面図) 及び構造仕様書 (別紙)
- 5 変更しようとする事項
- 6 変更しようとする理由

注 個人が届け出る場合には、押印を省略することができます。

(改正後)

第三号様式 (第五条第三号)

衛生管理責任者配置 (変更) 届

年 月 日

千葉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名)

次のとおり衛生管理責任者を配置した (変更した) ので、と畜場法第7条第6項の規定により届け出ます。

- 1 と畜場の名称
- 2 と畜場の所在地
- 3 衛生管理責任者

氏名	住所	生年月日	資格	設置年月日 (変更年月日)

注 衛生管理責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面の写しを添付すること。

(改正前)

第三号様式 (第五条第三号)

衛生管理責任者配置 (変更) 届

年 月 日

千葉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名)

次のとおり衛生管理責任者を配置した (変更した) ので、と畜場法第7条第6項の規定により届け出ます。

- 1 と畜場の名称
- 2 と畜場の所在地
- 3 衛生管理責任者

氏名	住所	生年月日	資格	設置年月日 (変更年月日)

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 衛生管理責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面の写しを添付すること。

(改正後)

第四号様式 (第五号第四号)

作業衛生責任者配置 (変更) 届

年 月 日

千葉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名)

次のとおり作業衛生責任者を配置した (変更した) ので、と畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第6項の規定により届け出ます。

- 1 と畜場の名称
- 2 と畜場の所在地
- 3 作業衛生責任者

氏名	住所	生年月日	資格	設置年月日 (変更年月日)

注 作業衛生責任者がと畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第5項各号のいづれかに該当することを証する書面の写しを添付すること。

(改正前)

第四号様式 (第五号第四号)

作業衛生責任者配置 (変更) 届

年 月 日

千葉県知事 様

住所
氏名
(法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名)

次のとおり作業衛生責任者を配置した (変更した) ので、と畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第6項の規定により届け出ます。

- 1 と畜場の名称
- 2 と畜場の所在地
- 3 作業衛生責任者

氏名	住所	生年月日	資格	設置年月日 (変更年月日)

注

- 1 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 作業衛生責任者がと畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第5項各号のいづれかに該当することを証する書面の写しを添付すること。

(改正後)

第五号様式 (第五条第五号)

と畜場使用料及びびとさつ解体料認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県知事 様

申請者
住所
氏名

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その名
称及び代表者氏名)

(法人にあつては、その名
称及び代表者氏名)

次のとおりと畜場法第12条第1項の規定により申請します。

次のとおりと畜場法第12条第1項の規定により申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 認可を得ようとする料金

獣畜別 料金	牛	馬	豚	めん羊	やぎ	子牛	牛備考
と畜場使用料							
獣畜別 料金	牛	馬	豚	めん羊	やぎ	子牛	牛備考
とさつ解体料							

獣畜別 料金	牛	馬	豚	めん羊	やぎ	子牛	牛備考
と畜場使用料							
獣畜別 料金	牛	馬	豚	めん羊	やぎ	子牛	牛備考
とさつ解体料							

- 3 料金の算定基礎

- (1) 前年度の収支計算書及び今年度の収支見込明細書
- (2) 減価償却費、租税その他査定の参考となる事項を記載した書類

- (1) 前年度の収支計算書及び今年度の収支見込明細書
- (2) 減価償却費、租税その他査定の参考となる事項を記載した書類

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができ。

(改正前)

第五号様式 (第五条第五号)

と畜場使用料及びびとさつ解体料認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県知事 様

申請者
住所
氏名

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その名
称及び代表者氏名)

(法人にあつては、その名
称及び代表者氏名)

次のとおりと畜場法第12条第1項の規定により申請します。

次のとおりと畜場法第12条第1項の規定により申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 認可を得ようとする料金

獣畜別 料金	牛	馬	豚	めん羊	やぎ	子牛	牛備考
と畜場使用料							
獣畜別 料金	牛	馬	豚	めん羊	やぎ	子牛	牛備考
とさつ解体料							

- 3 料金の算定基礎

- (1) 前年度の収支計算書及び今年度の収支見込明細書
- (2) 減価償却費、租税その他査定の参考となる事項を記載した書類

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができ。

(改正後)

第六号様式 (第五条第六号)

と畜場使用料及びびとさつ解体料変更認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県知事 様

申請者
住所
氏名

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その名
称及び代表者氏名)

(法人にあつては、その名
称及び代表者氏名)

次のとおりと畜場法第12条第1項の規定により申請します。

次のとおりと畜場法第12条第1項の規定により申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 変更しようとする料金

料金	獣畜別	牛	馬	豚	めん羊	やぎ	子牛	備考
と畜場使用料 (とさつ解体料)								

- 3 現行料金

料金	獣畜別	牛	馬	豚	めん羊	やぎ	子牛	備考
と畜場使用料 (とさつ解体料)								

- 4 変更の理由

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができ。

(改正前)

第六号様式 (第五条第六号)

と畜場使用料及びびとさつ解体料変更認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県知事 様

申請者
住所
氏名

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その名
称及び代表者氏名)

(法人にあつては、その名
称及び代表者氏名)

次のとおりと畜場法第12条第1項の規定により申請します。

次のとおりと畜場法第12条第1項の規定により申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 変更しようとする料金

料金	獣畜別	牛	馬	豚	めん羊	やぎ	子牛	備考
と畜場使用料 (とさつ解体料)								

- 3 現行料金

料金	獣畜別	牛	馬	豚	めん羊	やぎ	子牛	備考
と畜場使用料 (とさつ解体料)								

- 4 変更の理由

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができ。

(改正後)

第七号様式 (第五条第七号)

自家用とさつ届

年 月 日

千葉県知事 様

届出者
住所
氏名
職業

年 月 日生

(改正前)

第七号様式 (第五条第七号)

自家用とさつ届

年 月 日

千葉県知事 様

届出者
住所
氏名
職業

年 月 日生

次のとおり自家用とさつをしたいので、と畜場法第13条第1項第1号の規定によりお

届けします。

- 1 とさつ年月日及び時間
- 2 とさつ場所及びその周囲の概要
- 3 とさつしようとする獣畜

種類	性別	年齢	種	年齢	種	体	重	特	産	地

- 4 食用に供しようとする者の範囲
- 5 自己及び同居者以外の者の食用に供しようとするときは、その旨及び量

次のとおり自家用とさつをしたいので、と畜場法第13条第1項第1号の規定によりお

届けします。

- 1 とさつ年月日及び時間
- 2 とさつ場所及びその周囲の概要
- 3 とさつしようとする獣畜

種類	性別	年齢	種	年齢	種	体	重	特	産	地

- 4 食用に供しようとする者の範囲
- 5 自己及び同居者以外の者の食用に供しようとするときは、その旨及び量

注 届出者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(改正後)

第八号様式 (第五号第八号)

緊急と畜検査申請書

収入証紙
貼り付け

千葉県知事 様

年 月 日

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その名
称及び代表者氏名)

年 月 日生

次のとおり 年 月 日 と畜場において緊急と畜検査を受けたい
ので、関係書類を添えて申請します。

1 検査を受けようとする獣畜

種類	性別	品種 (月齢)	年齢 (月齢)	特徴	産地	病歴	投薬歴	出生の 年月日	個体識別番号	備考

2 緊急とさつをした事由

- (1) 日時
- (2) 場所
- (3) 理由
- 3 その他 (摘要)

(改正前)

第八号様式 (第五号第八号)

緊急と畜検査申請書

収入証紙
貼り付け

千葉県知事 様

年 月 日

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その名
称及び代表者氏名)

年 月 日生

次のとおり 年 月 日 と畜場において緊急と畜検査を受けたい
ので、関係書類を添えて申請します。

1 検査を受けようとする獣畜

種類	性別	品種 (月齢)	年齢 (月齢)	特徴	産地	病歴	投薬歴	出生の 年月日	個体識別番号	備考

2 緊急とさつをした事由

- (1) 日時
- (2) 場所
- (3) 理由
- 3 その他 (摘要)

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略すること
ができる。

(改正後)

第十号様式 (第五十条第十号)

牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県知事 様

住所
氏名

住所
氏名

年 月 日生

年 月 日生

(法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名)

(法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名)

と畜場法施行令第5条第1項第1号の規定により、牛の皮のと畜場外への持出しにつ
いて、次のとおり申請します。

と畜場法施行令第5条第1項第1号の規定により、牛の皮のと畜場外への持出しにつ
いて、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の皮の持出しを開始する年月日及び期間
- 3 持出しを行う牛の皮の数量の上限（1日当たり）及び個体識別方法

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の皮の持出しを開始する年月日及び期間
- 3 持出しを行う牛の皮の数量の上限（1日当たり）及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名 (名称)	持出しを行う数量の上限	個 体 識 別 方 法

持出しを行う者の氏名 (名称)	持出しを行う数量の上限	個 体 識 別 方 法

4 牛の皮の持出しを行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名 (名称)	住 所	連 絡 先

4 牛の皮の持出しを行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名 (名称)	住 所	連 絡 先

5 運搬の方法並びに牛の皮の落下及び紛失を防止するための措置の内容

持出しを行う者の氏名 (名称)	運 搬 の 方 法	落 下 及 び 紛 失 の 防 止 措 置 の 内 容

5 運搬の方法並びに牛の皮の落下及び紛失を防止するための措置の内容

持出しを行う者の氏名 (名称)	運 搬 の 方 法	落 下 及 び 紛 失 の 防 止 措 置 の 内 容

6 持ち出された牛の皮を保存する者の氏名又は名称、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名 (名)	保存者の氏名 (名)	保存者の住所	保存者の連絡先

7 持ち出された牛の皮を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者の氏名 (名)	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存者の連絡先	保存可能量

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 運搬経路を示す図面
- (2) 保存施設が化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場又は同法第8条に規定する獣畜の皮の貯蔵の施設であることを証する書面
- (3) 持ち出された牛の皮を保存する場所を明示した保存施設の平面図
- (4) と畜場の管理者により、牛の皮を持ち出した者の氏名又は名称及び連絡先、保存施設の名称及び連絡先その他管理体制の確保のため必要な情報を記録するための帳簿の写し
- (5) 保存施設において、牛の皮を持ち出した者の氏名又は名称及び連絡先、牛の皮が持ち出されたと畜場の名称及び連絡先その他管理体制の確保のため必要な情報を記録するための帳簿の写し

6 持ち出された牛の皮を保存する者の氏名又は名称、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名 (名)	保存者の氏名 (名)	保存者の住所	保存者の連絡先

7 持ち出された牛の皮を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者の氏名 (名)	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存者の連絡先	保存可能量

注

- 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができ。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 運搬経路を示す図面
 - (2) 保存施設が化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場又は同法第8条に規定する獣畜の皮の貯蔵の施設であることを証する書面
 - (3) 持ち出された牛の皮を保存する場所を明示した保存施設の平面図
 - (4) と畜場の管理者により、牛の皮を持ち出した者の氏名又は名称及び連絡先、保存施設の名称及び連絡先その他管理体制の確保のため必要な情報を記録するための帳簿の写し
 - (5) 保存施設において、牛の皮を持ち出した者の氏名又は名称及び連絡先、牛の皮が持ち出されたと畜場の名称及び連絡先その他管理体制の確保のため必要な情報を記録するための帳簿の写し

(改正後)

第十一号様式 (第五条第十一号)

牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県知事 様

住所
氏名

住所
氏名

年 月 日生

年 月 日生

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

と畜場法施行令第5条第1項第2号の規定により、牛の卵巣のと畜場外への持出しについて、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の卵巣の持出しを開始する年月日及び期間
- 3 持出しを行う牛の卵巣の数量の上限（1日当たり）及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名（名称）	持出しを行う数量の上限	個体識別方法

- 4 牛の卵巣の持出しを行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名（名称）	住 所	連 絡 先

- 5 運搬の方法及び牛の卵巣の紛失を防止するための措置の内容

持出しを行う者の氏名（名称）	運 搬 の 方 法	紛 失 の 防 止 措 置 の 内 容

(改正前)

第十一号様式 (第五条第十一号)

牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

様

住所
氏名

住所
氏名

年 月 日生

年 月 日生

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

と畜場法施行令第5条第1項第2号の規定により、牛の卵巣のと畜場外への持出しについて、次のとおり申請します。

- 1 と畜場の名称、所在地及び連絡先
- 2 牛の卵巣の持出しを開始する年月日及び期間
- 3 持出しを行う牛の卵巣の数量の上限（1日当たり）及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名（名称）	持出しを行う数量の上限	個体識別方法

- 4 牛の卵巣の持出しを行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名（名称）	住 所	連 絡 先

- 5 運搬の方法及び牛の卵巣の紛失を防止するための措置の内容

持出しを行う者の氏名（名称）	運 搬 の 方 法	紛 失 の 防 止 措 置 の 内 容

6 持ち出された牛の卵巣を保存する者の氏名又は名称、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名 (名)	保存者の氏名 (名)	保存者の住所	保存者の連絡先

7 持ち出された牛の卵巣を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者の氏名 (名)	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存者の連絡先	保存可能量

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 運輸経路を示す図面
- (2) 保存施設が家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に規定する家畜人工授精所、独立行政法人家畜改良センター又は牛の改良増殖に係る研究を行う機関であることを証する書面
- (3) 持ち出された牛の卵巣を保存する場所を明示した保存施設の平面図
- (4) と畜場の管理者により、牛の卵巣を持ち出した者の氏名又は名称及び連絡先、保存施設の名称及び連絡先その他管理体制の確保のため必要な情報を記録するための帳簿の写し
- (5) 保存施設において、牛の卵巣を持ち出した者の氏名又は名称及び連絡先、牛の卵巣が持ち出されたときと畜場の名称及び連絡先その他管理体制の確保のため必要な情報を記録するための帳簿の写し

6 持ち出された牛の卵巣を保存する者の氏名又は名称、住所及び連絡先

持出しを行う者の氏名 (名)	保存者の氏名 (名)	保存者の住所	保存者の連絡先

7 持ち出された牛の卵巣を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者の氏名 (名)	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存者の連絡先	保存可能量

注

- 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 運輸経路を示す図面
 - (2) 保存施設が家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に規定する家畜人工授精所、独立行政法人家畜改良センター又は牛の改良増殖に係る研究を行う機関であることを証する書面
 - (3) 持ち出された牛の卵巣を保存する場所を明示した保存施設の平面図
 - (4) と畜場の管理者により、牛の卵巣を持ち出した者の氏名又は名称及び連絡先、保存施設の名称及び連絡先その他管理体制の確保のため必要な情報を記録するための帳簿の写し
 - (5) 保存施設において、牛の卵巣を持ち出した者の氏名又は名称及び連絡先、牛の卵巣が持ち出されたときと畜場の名称及び連絡先その他管理体制の確保のため必要な情報を記録するための帳簿の写し

(改正後)

第十二号様式 (第五号第十二号)

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 運搬経路を示す図面
- (2) 焼却施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) の規定により獣畜の肉等の焼却を適切に行うことができる施設であることを証する書面
- (3) と畜場の管理者により、獣畜の肉等を持ち出した者の氏名又は名称及び連絡先、焼却施設の名称及び連絡先その他管理体制の確保のため必要な情報を記録するための帳簿の写し

(改正前)

第十二号様式 (第五号第十二号)

注

1. 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
2. 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 運搬経路を示す図面
 - (2) 焼却施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) の規定により獣畜の肉等の焼却を適切に行うことができる施設であることを証する書面
 - (3) と畜場の管理者により、獣畜の肉等を持ち出した者の氏名又は名称及び連絡先、焼却施設の名称及び連絡先その他管理体制の確保のため必要な情報を記録するための帳簿の写し